



島根県報

令和5年2月10日（金）

第 386 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定（2件）	（ " ）	3
保安林の指定の解除（2件）	（ " ）	4
保安林の指定施業要件の変更	（ " ）	5
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ " ）	6
漁業災害補償法の規定による同意	（沿 岸 漁 業 振 興 課）	6
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	11
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（ " ）	12

【公 告】

大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧（2件）	（ " ）	13
公共測量の終了（3件）	（技 術 管 理 課）	14

【特定調達公告】

島根県立中央病院における手術支援ロボットに係る一般競争入札の実施	（病 院 局）	15
島根県警察本部庁舎で使用する電気調達に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	18
汎用電子計算機の賃貸借に係る随意契約の相手方等	（ " ）	20

告 示**島根県告示第81号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年2月10日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ウエーブ江津健康堂薬局	江津市嘉久志町2306-23	令和4年11月7日
斐川訪問看護ステーションさくら	出雲市斐川町上直江1472-1	令和4年12月1日
エスマイル薬局邑南店	邑智郡邑南町中野3848-2	令和4年12月5日

島根県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年2月10日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
訪問看護ステーション 碧	大田市久手町刺鹿1831	大田市三瓶町池田683	令和4年4月1日

島根県告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年2月10日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ひまわり歯科	出雲市斐川町上直江2514番地20	令和4年10月31日
ウエーブ江津調剤薬局	江津市江津町1140-5	令和4年11月7日
ウエーブ健康堂薬局	江津市嘉久志町2306-27	令和4年11月7日
斐川訪問看護ステーションさくら	出雲市斐川町上直江1472-1	令和4年11月30日
エスマイル薬局邑南店	邑智郡邑南町中野3846-10	令和4年12月5日

島根県告示第84号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年2月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第85号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年2月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
松江市八雲町東岩坂2807、2812
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第86号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年2月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
松江市東出雲町揖屋字須田谷1531-1、1531-2、1532、1533、3183-2、3183-3、3183-11、字勝負平床3152-

1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第87号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年2月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る保安林の所在場所

出雲市大社町修理免字堀川尻1685-8（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

駐艇場用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第88号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年2月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る保安林の所在場所

隠岐郡海士町大字知々井694（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び海士町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第89号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年2月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第90号

令和 4 年島根県告示第786号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西ノ島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和 5 年 2 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不分明である通知の相手方
隠岐郡西ノ島町大字宇賀字大字賀1092、1092-1	宇野 一

島根県告示第91号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 2 項の規定による同意があったと認めたので、同条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 4 項の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 加入区の名称

美保関

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 1 の項漁業の区分欄 1 に掲げる漁業の区分

2 (1) 加入区の名称

島根町

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね島根町支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 2 の項漁業の区分欄 1 に掲げる漁業の区分

3 (1) 加入区の名称

恵曇

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 3 の項漁業の区分欄 2 に掲げる漁業の区分

4 (1) 加入区の名称

恵曇

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

5(1) 加入区の名称

恵曇

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分欄6に掲げる漁業の区分

6(1) 加入区の名称

恵曇

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

7(1) 加入区の名称

恵曇

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分欄8に掲げる漁業の区分

8(1) 加入区の名称

平田

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

9(1) 加入区の名称

平田

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

10(1) 加入区の名称

平田

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄9に掲げる漁業の区分

11(1) 加入区の名称

大社

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

12(1) 加入区の名称

大社

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

13(1) 加入区の名称

大社

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

14(1) 加入区の名称

久手

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、久手出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表7の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

15(1) 加入区の名称

和江

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、久手出張所、五十猛出張所、仁摩出張所及び温泉津出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表8の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

16(1) 加入区の名称

五十猛

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、五十猛出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表9の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

17(1) 加入区の名称

仁摩

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、仁摩出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表10の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

18(1) 加入区の名称

浜田

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

19(1) 加入区の名称

益田市

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

20(1) 加入区の名称

益田市

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

21(1) 加入区の名称

益田市

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

22(1) 加入区の名称

益田市

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

23(1) 加入区の名称

中村

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、中村出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

24(1) 加入区の名称

西郷

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、都万出張所、五箇出張所及び中村出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

25(1) 加入区の名称

西郷

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、都万出張所、五箇出張所及び中村出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

26(1) 加入区の名称

西郷

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、都万出張所、五箇出張所及び中村出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分欄6に掲げる漁業の区分

27(1) 加入区の名称

西郷

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、都万出張所、五箇出張所及び中村出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

28(1) 加入区の名称

浦郷

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浦郷支所の地区のうち、知夫村出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表20の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

29(1) 加入区の名称

知夫村

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浦郷支所の地区のうち、知夫村出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表22の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

島根県告示第92号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年2月10日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

パワーシティ浜田 島根県浜田市周布町イ61-1番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

周布開発株式会社 代表取締役 大本 宜司 広島県広島市中区上幟町9番5号上野ビル2階

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の名称

（変更前）石央マリンショッピングセンター

（変更後）パワーシティ浜田

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

小売業者名	住 所	代表者名	備考
(株) タニムラ	鳥取県鳥取市元魚町二丁目112番地	谷村 吉朗	
(株) トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号	永田 久男	
(株) デンソー中国	広島県広島市中区東平塚町4-21	早川 英雄	
(有) ウッディー	島根県浜田市殿町83番地238	河野 輝秋	平成23年12月31日退店
(有) ウエーブ	島根県浜田市殿町83番地217	築地 純義	平成25年8月31日退店
花いち (有)	広島県広島市西区三滝本町二丁目16-32	大藤 修	平成30年9月30日退店

(変更後)			
小売業者名	住 所	代表者名	備考
(株) 美作グループ本社	鳥取県鳥取市元魚町二丁目112番地	川嶋 盛嗣	平成24年8月1日名称及び代表者変更
(株) トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号	檜木野 仁司	平成29年6月19日代表者変更
(株) TDモバイル	東京都港区浜松町一丁目30番5号	伊藤 芳弘	平成21年4月1日地位承継
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番	河合 映治	平成31年2月23日入店
(株) フジシン	広島県広島市中区舟入中町9番16号	藤井 精二	令和4年10月1日入店

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和5年1月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第93号

令和4年島根県告示第652号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和5年2月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストア ウェルネス川津北店 島根県松江市西川津町659-1外

2 意見の概要

(1) 意見

大規模小売店舗の新設においては、次の点に十分配慮すること。

- ア 地元交通安全対策協議会、自治会等へ説明のうえ、適切な交通安全対策を行うこと。
- イ 事業に伴い発生した廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物の区分ごとに許可を有する業者とそれぞれ契約すること。
- ウ 廃棄物等保管施設は内部で産業廃棄物と一般廃棄物が混在することのないように、仕切り等を設け、産業廃棄物の保管場所である旨を示す掲示を行うこと。
- エ 届出書に記載されている騒音対策等を適正に実施し、周辺環境への影響をできる限り低減すること。
- オ 騒音について、環境基準や騒音規制法等の各種環境法令を遵守し、特に早朝、深夜の時間帯において周辺の生活環境に悪影響を与えないようにすること。万一、周辺住民から騒音について苦情があった場合は、周辺住民との対話により、苦情内容を十分把握した上で、発生源対策、防音対策等を速やかに行うこと。
- カ 新規に出店される場所の周辺部は川津小学校及び第二中学校の通学路となっている。新規開店時は特に交通量が多くなることが予想され、特に市道西川津菅田線（旧国道431号）を自転車で通学する生徒の安全確保が必須となる。そのため、開店後1か月程度は児童生徒の安全確保のために出入りに交通整理員を配置していただきたい。
- キ また、上記カと同様の理由により荷さばき車両の店舗への出入りの際は、細心の注意を払って走行すること。

(2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年2月10日

島根県知事 丸山達也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

石央マリンショッピングセンター 島根県浜田市周布町イ61-1番地外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

3 承継の年月日

平成28年3月1日

4 承継前に届出をした者の名称及び住所

協和木工株式会社 広島県広島市西区井口二丁目5番23号

5 承継の理由

売買のため

6 承継に係る店舗面積

10,135平方メートル

7 縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
石央マリンショッピングセンター 島根県浜田市周布町イ61-1 番地外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
周布開発株式会社 代表取締役 大本 宜司 広島県広島市中区上幟町9番5号上野ビル2階
- 3 承継の年月日
平成29年3月31日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所
株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 5 承継の理由
売買のため
- 6 承継に係る店舗面積
10,135平方メートル
- 7 縦覧場所
浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年1月20日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 2 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年9月12日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
出雲市佐田町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年1月24日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 2 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年9月12日から同年11月30日まで

3 作業地域

出雲市所原町、見々久町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和4年11月30日に終了した旨国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年2月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

2 作業期間

令和4年10月24日から同年11月30日まで

3 作業地域

江津市後地町

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年2月10日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

手術支援ロボット 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和5年6月30日（金）

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なおやむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、島根県立中央病院（以下「中央病院」という。）の承認得た後、書面により手続きを行うこと。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税

に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4機械器具類」小分類「(1)医療機器」に登録されている者であること。
- (5) (4)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。
- (8) 本公告に示した調達案件を納入することができることを証明した者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部業務課

電話 0853-30-6430 F A X 0853-21-2975

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

本公告日の日から令和5年3月2日（木）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和5年3月2日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

(7) 4の場所

(4) 島根県ホームページ上 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

- (3) 入札説明会

実施しない。

5 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和5年3月3日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格はないと認められた者は、この入札に参加することができない。

6 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和5年3月9日（木）午前9時から午後4時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和5年3月9日（木）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和5年3月10日（金）午前11時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年3月10日（金）午前10時

イ 場所

4の場所

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により入札を取りやめ、又は延期することがある。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the Products to be purchased : Surgery support robot
- (2) Desired Date of Delivery : June 30, 2023
- (3) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. to 4 : 00 p.m. March 9, 2023
- (4) Time limit for tender by brighing : 4 : 00 p.m. March 9, 2023
(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. March 10, 2023)
- (5) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4 - 1 - 1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan
TEL : 0853-30-6430

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年2月10日

島根県警察本部長 中井 淳一

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
島根県警察本部庁舎で使用する電気調達一式
- (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
- (3) 調達期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）第5条の規定によ

り、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登録されている者であること。

- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に掲げる条件を満たしている者であること。
- (9) 電気の供給を開始する日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (10) 入札説明書において示す「誓約書」を提出できる者であること。
- (11) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和5年2月28日（火）までの間

イ 交付場所

島根県ホームページ上 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(2) 入札説明会

行わない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和5年2月28日（火）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。（郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による提出にあっては、提出期限までに必着していること。）
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時

令和5年3月14日（火）午前10時

(2) 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 聴聞室

- (3) 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和5年3月13日（月）午後4時までに到着していること。

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約単価に契約期間における予定使用電力量を乗じて算出した金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、議会において本件契約に係る予算が議決されない場合は、入札は行わないこととする。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the procurement : Supply of electricity to be used by Shimane Prefectural Police Building, 1 units

(2) Time limit for tender : 10:00 a.m. March 14, 2023

(3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年2月10日

島根県警察本部長 中井淳一

1 件名及び数量

汎用電子計算機の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年1月16日

-
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社J E C C 専務取締役 依田 茂 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
 - 5 随意契約に係る契約金額
30,701,330円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 - 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。